（傷病特別給付金の支給）

**第十九条の六**　実施機関は、傷病補償年金を受ける権利を有する者には、傷病特別給付金として、一年につき、その者に対して支給すべき補償法第十二条の二第二項の規定による傷病補償年金の額に特別給支給率（負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によつて疾病の発生が確定した日の属する月の前月の末日から起算して過去一年間（その期間内に採用された職員については、その採用された日までの間）にその職員に対して支払われた給与法に規定する期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員法第六条第五項に規定する任期付研究員業績手当又はこれらに相当する給与の総額の当該期間内に支払われた補償法第四条第二項に規定する平均給与額の算定の基礎とされる給与の総額に対する率をいい、その率が百分の二十を超える者にあつては百分の二十とし、人事院が定める者にあつては百分の二十を超えない範囲内で人事院の定める率とする。以下同じ。）を乗じて得た額を、毎年支給するものとする。ただし、その額は、百五十万円に、第一級、第二級又は第三級の傷病等級に応じ、それぞれ三百六十五分の三百十三、三百六十五分の二百七十七又は三百六十五分の二百四十五を乗じて得た額を超えないものとする。

2　（略）

**附　則**

（施行期日）

1　この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（旅行費に係る経過措置）

2　この規則による改正後の規則一六―三第十一条の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行に係る旅行費について適用し、同日前に出発する旅行に係る旅行費については、なお従前の例による。ただし、同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行に係る旅行費については、同条の規定は、当該旅行のうち同日以後の期間に対応する分については、なお従前の例による。

（傷病特別給付金の支給）

**第十九条の六**　実施機関は、傷病補償年金を受ける権利を有する者には、傷病特別給付金として、一年につき、その者に対して支給すべき補償法第十二条の二第二項の規定による傷病補償年金の額に特別給支給率（負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によつて疾病の発生が確定した日の属する月の前月の末日から起算して過去一年間（その期間内に採用された職員については、その採用された日までの間）にその職員に対して支払われた給与法に規定する期末手当及び勤勉手当、任期付職員法第七条第四項に規定する特定任期付職員業績手当並びに任期付研究員法第六条第五項に規定する任期付研究員業績手当又はこれらに相当する給与の総額の当該期間内に支払われた補償法第四条第二項に規定する平均給与額の算定の基礎とされる給与の総額に対する率をいい、その率が百分の二十を超える者にあつては百分の二十とし、人事院が定める者にあつては百分の二十を超えない範囲内で人事院の定める率とする。以下同じ。）を乗じて得た額を、毎年支給するものとする。ただし、その額は、百五十万円に、第一級、第二級又は第三級の傷病等級に応じ、それぞれ三百六十五分の三百十三、三百六十五分の二百七十七又は三百六十五分の二百四十五を乗じて得た額を超えないものとする。

2　（略）

（特定任期付職員業績手当の廃止に伴う傷病特別給付金に関する経過措置）

3　負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によって疾病の発生が確定した日が令和七年十二月三十一日以前である場合におけるこの規則による改正後の規則一六―三第十九条の六第一項の規定の適用については、同項中「勤勉手当」とあるのは、「勤勉手当、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号）第八条の規定による改正前の任期付職員法第七条第四項に規定する特定任期付職員業績手当」とする。

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）に基づき、人事院規則一六―四（補償及び福祉事業の実施）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年三月三十一日

人事院総裁　川本　裕子

**人事院規則一六―四―二九**

人事院規則一六―四（補償及び福祉事業の実施）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六―四（補償及び福祉事業の実施）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 目次 | 目次 |
| 第一章・第二章　（略） | 第一章・第二章　（略） |
| 第三章　雑則（第二十七条―第三十六条） | 第三章　雑則（第二十七条―第三十七条） |
| （人事院への報告） | （人事院への報告） |
| **第三十条**　（略） | **第三十条**　（略） |
| （削る） | 2　実施機関は、年金たる補償を受ける権利を有する者の当該年金たる補償を受ける権利が消滅した場合には、次の各号に掲げる事項を記載した書面により、速やかに人事院に報告しなければならない。<br>一　年金たる補償の種類及び年金証書の番号<br>二　権利が消滅した者の氏名<br>三　権利が消滅した年月日<br>四　権利が消滅した事由 |
| （削る） | （平成三十一年四月一日に始まる年度における補償の実施状況等の人事院への報告の特例） |
| | **第三十七条**　平成三十一年四月一日に始まる年度における第三十条第一項の規定による補償の実施状況及び福祉事業の実施状況の人事院への報告についての同項の規定の適用については、同項中「毎年五月末日」とあるのは「人事院が定める日」と、「前年の」とあるのは「平成三十一年」とする。 |

**附　則**

この規則は、令和七年四月一日から施行する。